

今後の活動方針

電子境界議員連盟

- 「地理空間情報活用推進基本法」の成立を受け、電子境界議員連盟の今後の活動方針は次のとおりとする。
- ① 地理空間情報活用推進基本計画の策定（本年11月頃の見込み）に向けて、地理空間情報の活用推進に必要な具体的な取り組みについて積極的に提言すること。
- ② 「公共物電子境界確定事業の創設」実現を推進すること。
- ③ 地籍調査の飛躍的促進に向けて、都市再生街区基本調査の事業対象地域の拡大を関係省庁へ働きかけること。
- ④ 既存の「地籍調査」の実施上の問題点等の改善策を国土交通省、法務省等の関係省庁へ要望するとともに、各省連携の強化を図ること。

（電子境界議員連盟事務局作成）

理
「地理空間情報活用推進基本法」と電子境界議員連盟
の活動状況について

(参考)

電子境界議員連盟

電子境界議員連盟の設立から「地理空間情報活用推進基本法」成立に至る議員連盟の活動状況は以下のとおりである。

1. 電子境界議員連盟の設立 (14.12.12)
土地の境界を定める地籍調査事業は、事業着手から半世紀を経ても、その進捗率は全国平均で 45%、特に都市部では 18%と遅れが目立ち、このままでは今世紀中の完成は見込めない。国の将来を考えると、一大国家的損失といえる。この地籍調査事業を飛躍的に促進させる目的で「公共物電子境界確定事業を推進する議員連盟(略称：電子境界議員連盟)」を設立した。
2. 電子境界議員連盟第 6 回総会(17.3.7)の開催
自民党政務調査会に設置された「測位・地理情報システムに関する合同部会」へ、「次世代衛星システム推進議員連盟(額賀福志郎会長)と我が電子境界議員連盟とが共に中心となり、「測位・空間情報基本法(仮称)」等の議員立法の実現に向けて活動することが確認され、自由民主党及び両議員連盟連名で「国家基盤としての衛星測位の確立と骨格的空間情報の整備」を提言した。
3. 第 4 回「測位・地理情報システムに関する合同部会」(17.3.30)において、小林 温議員連盟事務局長は、「公共物電子境界確定事業」についてプレゼンテーションを行った。
4. 第 5 回合同部会(17.7.14)において、合同部会から政府に要請していた、①準天頂衛星に係る共通経費の負担額に関する 18 年度概算要求、②「測位」の定義及び政府における「測位」の所掌の明確化、③測位・空間情報の整備に関する法案制定に関する基本的条件等の整理、④準天頂衛星プロジェクトの今後の進め方に関し、政府において利用予定省庁も含めた各省の連携・調整を行う体制づくり等について、政府(行政側)から一定の回答を得た。
5. 電子境界議員連盟第 9 回総会 (18.6.1) を開催し、「地理空間情報活用推進基本法案」早期成立を決議した。
6. 第 164 回通常国会に、自由民主党から議員立法として「地理空間情報活用推進基本法案」が提出された。
7. 第 166 回通常国会に、与党及び民主党の共同提案として「地理空間情報活用推進基本法案」が再提出され、5 月 15 日衆議院、5 月 23 日参議院で可決され、同本案は 5 月 30 日公布された。

(電子境界議員連盟事務局作成)